

# 第1章

## 計画策定の背景と基本的事項

# 1 計画策定の背景

## (1) 食育とは

食育基本法の前文では、「食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。」としています。

また、食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われること等が求められています。

## (2) 食育に関する国・県の取組

### ① 食育基本法（平成17年7月施行）

この法では、食育に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目指しています。

#### 食育基本法の概要

##### 1 目的

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする。

##### 2 関係者の責務

- (1) 食育の推進について、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者、国民等の責務を定める。
- (2) 政府は、毎年、食育の推進に関して講じた施策に関し、国会に報告書を提出する。

##### 3 食育推進基本計画の作成

- (1) 食育推進会議は、以下の事項について食育推進基本計画を作成する。
  - ① 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
  - ② 食育の推進の目標に関する事項
  - ③ 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
  - ④ その他必要な事項
- (2) 都道府県は都道府県食育推進計画、市町村は市町村食育推進計画を作成するよう努める。

##### 4 基本的施策

- ① 家庭における食育の推進
- ② 学校、保育所等における食育の推進
- ③ 地域における食生活の改善のための取組の推進
- ④ 食育推進運動の展開
- ⑤ 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- ⑥ 食文化の継承のための活動への支援等
- ⑦ 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

##### 5 食育推進会議

- (1) 内閣府に食育推進会議を置き、会長（内閣総理大臣）及び委員（食育担当大臣、関係大臣、有識者）25名以内で組織する。
- (2) 都道府県に都道府県食育推進会議、市町村に市町村食育推進会議を置くことができる。

## ② 食育推進基本計画（平成18年3月策定）

食育基本法に基づき、平成18年度から22年度までの5年間を対象とし、食育推進基本計画が策定されています。この計画では、下記のように、食育を推進する施策の基本的な方針、9つの目標値のほか、促進に関する事項として取り組むべき施策等を示しています。

### 食育推進基本計画の概要

#### 第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

- 1 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- 2 食に関する感謝の念と理解
- 3 食育推進運動の展開
- 4 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- 5 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- 6 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- 7 食品の安全性の確保等における食育の役割

#### 第2 食育の推進の目標に関する事項

- 1 食育に関心を持っている国民の割合の増加
- 2 朝食を欠食する国民の割合の減少
- 3 学校給食における地場産物を使用する割合の増加
- 4 「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合の増加
- 5 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している国民の割合の増加
- 6 食育の推進に関わるボランティアの数の増加
- 7 教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加
- 8 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加
- 9 推進計画を作成・実施している都道府県及び市町村の割合

#### 第3 食育の総合的な促進に関する事項

- 1 家庭における食育の推進
- 2 学校、保育所等における食育の推進
- 3 地域における食生活の改善のための取組の推進
- 4 食育推進運動の展開（食育月間（毎年6月）、食育の日（毎月19日））
- 5 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- 6 食文化の継承のための活動への支援等
- 7 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

#### 第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 都道府県等による推進計画の策定促進、基本計画の見直し等

### ③ 埼玉県食育推進計画（平成20年2月策定）

埼玉県では、700万人の人口、首都圏の中で豊富な農産物の産地であるといった、県の特徴や地域資源を活かし、県民が一体となって食育に取り組めるよう埼玉県食育推進計画を策定し、食育を総合的かつ計画的に推進しています。

#### 埼玉県食育推進計画の概要

##### 1 基本理念

食を通じた県民の心身の健康増進と、豊かな人間形成を目指すとともに、食への感謝の念と理解を深める。

##### 2 基本方針（めざす方向、取り組むべき主な施策）

###### (1) 健全なからだを育む

毎日の食生活を通じて、栄養バランスのとれた食生活の実現などの正しい食習慣や生活のリズムを身につけていくように取り組み、健全なからだを育む

<施策>食習慣の改善、生活リズム（食習慣）の形成

###### (2) 豊かな心を培う

おいしくて楽しい食生活の実現や、「食」に対する感謝の気持ちを育成できるように取り組み、豊かな心を培う

<施策>食を通じたコミュニケーション、食文化の継承、生産者・自然への感謝

###### (3) 正しい知識を養う

「食」への関心を高め、自分に合った方法で生活に取り入れ、「食」に関する正しい情報を幅広く適切に得られるように取り組み、正しい知識を養う

<施策>食に関する基本的な事項、食品の安全性、食料事情ほか

### (3) 「健康わこう21計画」

平成20年3月に策定した「健康わこう21計画」では、各ライフステージ別に、「健康生活」「食生活」「身体活動・運動」「休養・こころの健康」「歯の健康」「たばこ」「アルコール」という7つの領域について具体的な取組を示しています。

この中で、「市として緊急性の高いものについては、特に力を入れて優先的に取り組む必要」があるとして、「30歳代を対象とした生活習慣病対策の徹底」と「食育の推進」の2点を重点事項として掲げています。

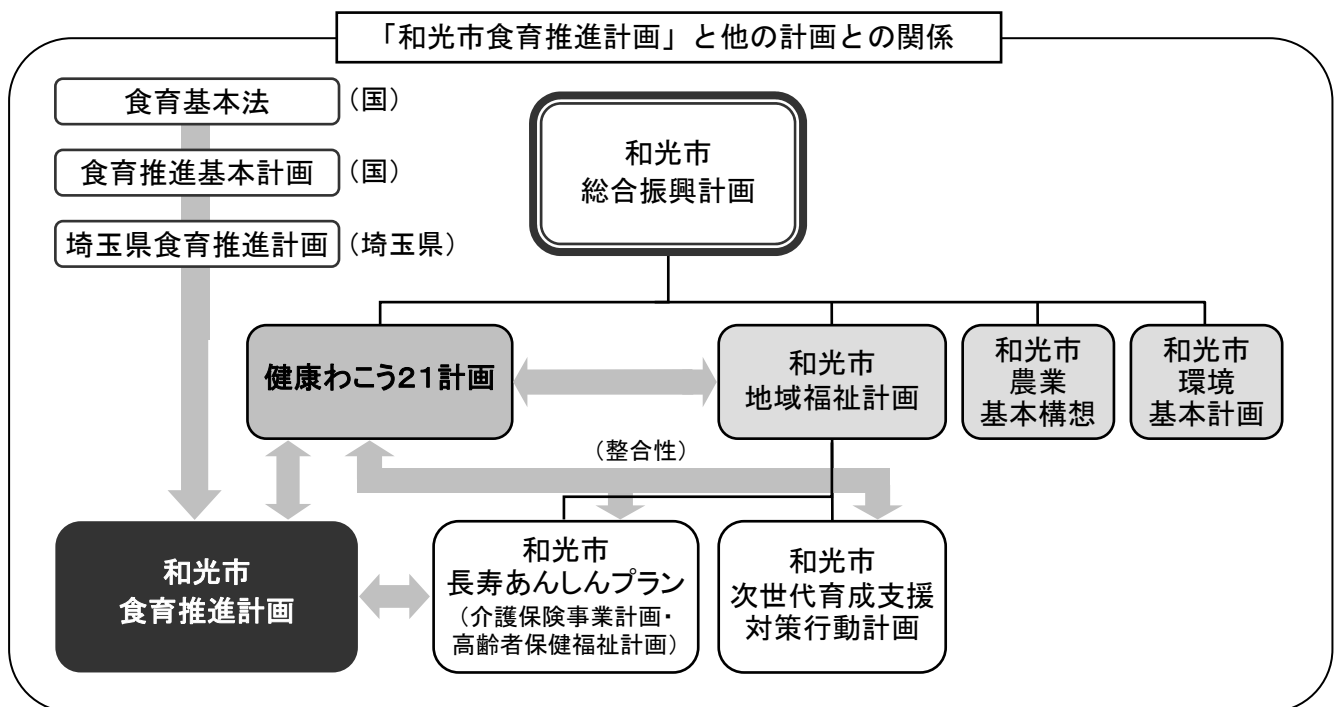
既に本市では、こうした国の動きを先取りした形で、各保育園や小・中学校において、子どもたちが自ら栽培・収穫した野菜を給食の食材として利用したり、実際に調理体験をする機会を設けているほか、公民館における食育講座として伝統食品である味噌作り教室を開催するなど、食育に関する様々な取組が行われてきました。

さらに、食生活の乱れが生じている現状を踏まえ、偏った食生活の改善につながるよう、小さな子どもから大人まで、家族ぐるみで食について学習する機会を持つことが重要です。

## 2 計画の基本的事項

### (1) 計画の位置づけ

和光市食育推進計画は、食育基本法（平成17年7月施行）及び食育推進基本計画（平成18年3月策定）に基づく市町村の食育推進計画として、「埼玉県食育推進計画」（平成20年2月策定）や市の総合的計画である「和光市総合振興計画」の趣旨に沿うとともに、「健康わこう21計画」（平成20年3月策定）に基づく食育についての「行動計画」として、各分野別計画との調整を図り、策定しました。



### (2) 計画の期間

和光市食育推進計画の計画期間は、平成22年4月から平成27年3月までの5年間とします。  
平成26年度に計画の見直しを実施します。

### (3) 計画で重視すること

① 地域特性を活かしながら、地域ぐるみで食育を推進することを目指す計画とする。

健康支援課と庁内各課、地域の団体等が、地域特性を活かし、相互連携を図れるような地域ぐるみの食育の推進を目指す計画としています。

② 生活習慣病対策を重視した計画とする。

栄養の偏りや不規則な食事等、肥満や生活習慣病の原因となるような食生活の改善を重視した計画としています。

## (4) 計画の推進

### ① 市民をはじめ関係団体、事業者、関連する所管部署が連携し、計画を推進します

本計画は、和光市の地域特性や食育に関連する現状を踏まえ、食育を推進するものです。そのため、市は、市民をはじめ関係団体、事業者、所管部署等に本計画を広く周知し、食育に対する理解と協力を求めています。

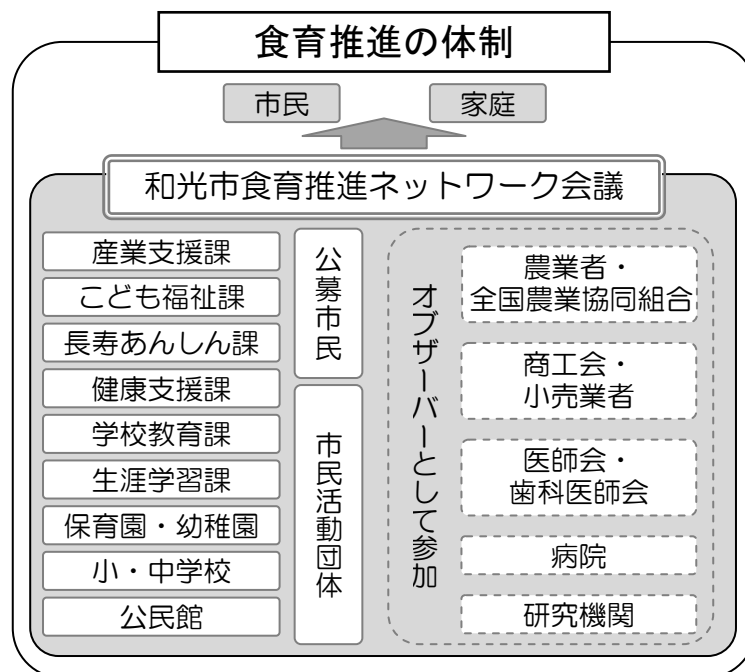
特に食育との関連が深い、健康づくり、産業振興、教育といった分野を所管する各部署との連携があって初めて実現できる施策も含んでおり、互いに施策・事業の実施を進めるとともに、情報の共有を図り、計画の実行性を高めています。

### ② 「和光市食育推進ネットワーク会議」を立ち上げます

市民、関係団体、事業者、行政の関連部署の実務者を主体とする「和光市食育推進ネットワーク会議」を設置します。これまで、各主体が個々に行っていた食育の取組を、一体となって協力、連携して行うことにより、地域に広く食育を浸透していくことを目指します。

### ③ 「和光市食育推進ネットワーク会議」により計画の進行管理を行います

「和光市食育推進ネットワーク会議」を、毎年度、開催し、進行管理の状況を報告するとともに、各主体の活動の状況などの情報について共有を図り、事業計画の見直しを行います。また、見直しの内容などを踏まえてオブザーバーを招くなど、必要に応じ「和光市食育推進ネットワーク会議」を開催します。



## (5) 計画の策定経緯

本計画の策定は、策定経緯そのものが食育の推進につながるよう、市民参加による計画づくりを進めました。

基礎調査として、市民アンケートや各種活動団体等対象のワークショップを実施し、その結果から、市民や活動団体等の意識やニーズ、課題等を把握しました。

また、学識経験者や専門家、各種活動団体等、公募市民を含む「和光市食育推進計画策定委員会」を開催し、様々な立場の意見を伺いながら計画づくりを進めました。

行政内部では、関係各課で構成する「和光市食育推進計画庁内調整会議」による議論を行っており、策定後の推進についても各課が連携して進めていきます。

### 市民アンケート

- 配布数1,500通
- 対象18歳以上（住民基本台帳より無作為抽出）
- メール便による配布、郵送回収（無記名）
- 回収数539通
- 回収率（回収数÷配布数）35.9%

### 和光市食育推進計画 庁内調整会議

≪開催数≫3回  
（及び各課ヒアリング1回）

≪メンバー≫

- 保健福祉部長
- 産業支援課長
- こども福祉課長
- 長寿あんしん課長
- 健康支援課長
- 学校教育課長
- 生涯学習課長

### 活動団体等対象の ワークショップ

- 平成21年10月16日（金）  
午前10時～12時
- 和光市総合福祉会館（ゆめあい和光）3階 共同利用室
- 検討内容
  - ①食や食育に関する取組・活動の【現状】
  - ②取組・活動を進める上での【課題】
  - ③取組・活動を通じて【目指すもの】
  - ④目指すものを実現するための【取組方法】

### 和光市食育推進計画策定委員会

≪開催数≫3回

≪メンバー≫

- 学識経験者
  - ・ 朝霞地区医師会
  - ・ 朝霞地区歯科医師会
  - ・ 国立保健医療科学院介護予防保健事業推進評価室
- 地域団体
  - ・ 和光市食生活改善推進員協議会
  - ・ 特定非営利活動法人ぼけっとステーション
  - ・ 食文化研究会
  - ・ 特定非営利活動法人わこう子育てネットワーク
  - ・ 和光市農業後継者倶楽部
- 公募市民（2名）



●親子クッキングの試食風景

小学1年生から3年生までとその保護者を対象に実施されています。

調理をしながら、親子の会話や食の大切さを学び、健康に対する意識を高めることを目指した取組です。

